

定価消費税別(一箇年 一六〇〇〇円(郵送料を含む。))

山梨県公報

号外第五十二号

平成十五年
八月十八日

月 曜 日

目次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表.....一

監査委員

山梨県監査委員告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十五年八月十八日

山梨県監査委員

勝	早	奥	同	同	同
敏	川	秋	竹	越	久
夫	正	正	越	久	高
	秋	秋	次	次	次

1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
女性相談所	平成 15 年 4 月 25 日
緑化センター	平成 15 年 5 月 26 日
衛生公害研究所	〃
動物愛護指導センター	〃
障害者相談所	平成 15 年 5 月 27 日
精神保健福祉センター	〃
中央児童相談所	〃
森林総合研究所	平成 15 年 5 月 28 日
育精福祉センター	〃
あけぼの医療福祉センター	〃
新環状・西関東道路建設事務所	平成 15 年 5 月 29 日
食肉衛生検査所	〃
甲陽学園	〃
大門・塩川ダム管理事務所	平成 15 年 6 月 3 日
荒川ダム管理事務所	〃
桂川流域下水道建設事務所	平成 15 年 6 月 4 日
都留児童相談所	〃
広瀬・琴川ダム事務所	平成 15 年 6 月 6 日
深城ダム建設事務所	〃
釜無川流域下水道事務所	平成 15 年 6 月 10 日
看護大学（看護大学短期大学部）	〃
富士ふれあいセンター	平成 15 年 6 月 11 日
環境科学研究所	〃

2 監査対象期間
平成 14 年度

3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 文書指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 口頭注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部の箇所では改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区 分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)	1								1
指導(件)	8	6	8	3	5	12	2		44
注意(件)	2	6	3	1	2	2	4		20
合 計	11	12	11	4	7	14	6		65

6 指摘事項

不適切な事務処理について指摘し、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。

- (1) 補装具の製作・修理委託費の収入事務について著しく不適切な処理があった。
(障害者相談所)

7 その他の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

(1) 収入に関する事項

収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
調定の事務処理に不備があり改善を要するもの

(2) 支出に関する事項

支払いの遅延があり改善を要するもの
支出負担行為伺いの事務処理に不備があり改善を要するもの
支出命令書に命令日の記載がなく改善を要するもの

(3) 給与に関する事項

特殊勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
時間外勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
住居手当の算定に誤りがあり改善を要するもの

(4) 物品管理に関する事項

備品原簿と現品が一致しないなど物品管理で改善を要するもの

(5) 財産管理に関する事項

未登記の用地があり改善を要するもの

行政財産使用料の算定に不備があり改善を要するもの

(6) 契約に関する事項

契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの

随意契約で見積書の取り扱いに不備があり改善を要するもの

予定価格調書の作成手続きに不備があり改善を要するもの

(7) 工事に関する事項

工事費の積算に誤りがあり改善を要するもの

工事の施工管理に不備があり改善を要するもの